

様式第二号を次のように改める。



様式第五号から様式第七号までを次のように改める。



様式第五号(第八十八条関係)

(表 面)

<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;"> 船員保険特定疾病療養受療証 </div>			
令和 年 月 日交付			
認 疾	病	定 名	
受 診 者	氏 及 生	名 び 日	昭平令 年 月 日
	住	所	
被 保 険 者	記 号	番 号	(枝番)
	氏 及 生	名 び 日	昭平令 年 月 日
自己負担限度額			
発効期日			令和 年 月 日から有効
保険者名 及び印			

注 意 事 項

- 一 この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
- 二 この証によって認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、保険医療機関等又は保険薬局等ごとに一ヶ月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を定めることとなります。
- 三 保険医療機関等又は保険薬局等について認定疾病に係る保険診療を受けようとする場合において、被保険者証を提出することにより被保険者であることの確認を受ける場合には、この証を被保険者証に添えてその窓口で渡してください。
- 四 被保険者の資格がなくなったとき又は被扶養者でなくなったときは、十日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
- 五 日本国内に住所を有する者が七十五歳に達したとき又は六十五歳以上七十五歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたときは、速やかにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
- 六 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 七 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

備考

- 一 この証の大きさは、縦一二七ミリメートル横九一ミリメートルとする。
- 二 この証は、受診者一人ごとにこれを作成すること。
- 三 受診者が被保険者であるときは、表面の「受診者」の欄の「氏名及び生年月日」欄に被保険者本人と記載し、受診者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 四 「発効期日」欄には、この証が有効となる年月日を記載すること。
- 五 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表面)

(裏面)
注意事項

1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
 2. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度としません。
 3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を被保険者証に添えて渡してください。
 4. 被保険者の資格がなくなったとき、日本国内で住所を有する者が75歳に達したとき、65歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限内に達したときは、直ちにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
 5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
 6. 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
- 備考
1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
 2. この証は、対象者ごとにこれを作成すること。
 3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
 4. 適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第9条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。
 5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">船員保険限度適用認定証</div>			
令和 年 月 日交付			
被 保 険 者	記 号	①	番号
	氏 名	(枝番)	
	生 年 月 日	昭和・平成・令和	年 月 日
適 用 対 象 者	氏 名		
	生 年 月 日	昭和・平成・令和	年 月 日
	住 所		
	発 効 年 月 日	令和	年 月 日
	有 効 期 限	令和	年 月 日
適用区分			
保 険 者	所 在 地		
	保 険 番 号 及 び	保 険 者 番 号 及 び	印 称

<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 5px;"> 船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証 </div>				
令和 年 月 日交付				
被 保 険 者	記 号	①	番 号	
	(枝番)			
	氏 名			
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日			
適 用 ・ 減 額 対 象 者	氏 名			
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	住 所			
発効年月日	令和 年 月 日			
有効期限	令和 年 月 日			
適用区分				
長期入院当 該	令和 年 月 日		保 険 者 印	
保 険 者	所 在 地			
	保 険 者 号 番 号	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"> </div>		
	名 称 及 び 印			

(裏面)

注意事項

1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を被保険者証に添えて渡してください。
4. 被保険者の資格がなくなったとき、日本国内に住所を有する者が75歳に達したとき、65歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
6. 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

備考

1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
2. この証は、対象者ごとにこれを作成すること。
3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
4. 適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第9条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
5. 健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、4記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載すること。
6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第三条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
様式第十号の二を次のように改める。



(表面)

様式コード	
2	2 0 7
届書コード	
2	0 7

健康保険 被保険者氏名変更届
厚生年金保険

① 事業所整理記号	② 被保険者整理番号	③ 個人番号(又は基礎年金番号)	④ 生年月日	送
※	(氏) (名)	(氏) (名)	明. 1 3 1 大. 昭. 5 7 9 平. 令.	年 月 日
⑤ 被保険者の氏名 (変更後)	(フリガナ)	⑦ 変更前の氏名	⑥ 健康保険被保険者証不要 ※ 要 0 不要 1	送 信
				⑧ 備考

令和 年 月 日 提出

事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。
事業所名称	〒 —
事業主氏名	(局) 番
電 話	

◎ 記入の方法は裏面に書いてありますので、ご覧ください。
◎ 「※」印欄は記入しないでください。

社会保険労務士記載欄	氏名等
------------	-----

【記入の方法】

1. ③は、本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

2. ④の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、例えば、昭和32年2月7日生まれの場合は、

明	1	年	月	日
大	3			
昭	5			
平	7	3	2	
合	9		0	2
				0
				7

のように記入してください。

3. ⑤の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入してください。

4. ⑥は、被保険者整理番号又は年金手帳の基礎年金番号の通知をまだ受けていないときは、その旨を記入してください。

5. 本手続は電子申請による届出も可能です。

なお、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び厚生年金保険においては、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第四条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(被保険者証の再交付及び返還)</p> <p>第七条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第二号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>一 次に掲げる事項</p> <p>イ 被保険者の氏名及び生年月日</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(高齢受給者証の交付等)</p> <p>第七条の四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市町村は、世帯主による高額療養費の支給申請世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る高額受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第七条第一項第二号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>一 被保険者の氏名及び生年月日</p> <p>二・三 (略)</p> <p>5 7 (略)</p> <p>(移送費の支給申請)</p>	<p>(被保険者証の再交付及び返還)</p> <p>第七条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第二号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>一 次に掲げる事項</p> <p>イ 被保険者の氏名、性別及び生年月日</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(高齢受給者証の交付等)</p> <p>第七条の四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市町村は、世帯主による高額療養費の支給申請世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る高額受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第七条第一項第二号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>一 被保険者の氏名、性別及び生年月日</p> <p>二・三 (略)</p> <p>5 7 (略)</p> <p>(移送費の支給申請)</p>

第二十七条の十一 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条の四の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならぬ。

- 一 移送を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号
- 二 〃六 (略)

2・3 (略)

(令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはへ、第四号ホ若しくはへ又は第五号ロの市町村又は組合の認定)

第二十七条の十四の五 (略)

2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「限度額適用・減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用・減額認定証を、当該世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。

- 一・二 (略)

3 〃6 (略)

第二十七条の十一 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条の四の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならぬ。

- 一 移送を受けた被保険者の氏名、性別、生年月日及び個人番号
- 二 〃六 (略)

2・3 (略)

(令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはへ、第四号ホ若しくはへ又は第五号ロの市町村又は組合の認定)

第二十七条の十四の五 (略)

2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「限度額適用・減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用・減額認定証を、当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。

- 一・二 (略)

3 〃6 (略)

様式第一号の二の三を次のように改める。



(表 面)

国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証		有効期限	年	月	日					
		発行期日	年	月	日					
記号	番号	(枝番)								
氏名	性別									
生年月日	年 月 日	負担割合	割							
資格取得年月日	年 月 日									
交付年月日	年 月 日									
組合員氏名										
住所										
保険者番号	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>									
保険者名	印									

(裏 面)

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん すい}膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄：

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 一部負担金の割合を減じている組合については、表面の「負担割合」欄にその一部負担割合を表示する。
 4. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、被保険者証を提出すること。
 - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)に表面に示す割合を乗じた額であること。
 - (4) 被保険者の資格を喪失したときには、直ちに被保険者証を組合に返還すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること。
 - (5) 被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、組合にその旨を届け出ること。
 - (6) 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した被保険者証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (7) 検認又は更新のため、組合に被保険者証の提出を求められたときは、速やかに、組合に提出すること。
 - (8) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (9) 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料を滞納している場合、被保険者証を返還していただくこと。